

地域福祉の理論と方法

問題 32 社会福祉協議会の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1951年(昭和26年)に制定された社会福祉事業法で、市町村社会福祉協議会が法制化された。
- 2 1962年(昭和37年)に社会福祉協議会基本要項が策定され、在宅福祉サービスを市町村社会福祉協議会の事業として積極的に位置づける方針が示された。
- 3 1983年(昭和58年)に社会福祉事業法が一部改正され、都道府県社会福祉協議会を実施主体とする地域福祉権利擁護事業が開始された。
- 4 1992年(平成4年)に新・社会福祉協議会基本要項が策定され、社会福祉協議会の活動原則として住民主体の原則が初めて位置づけられた。
- 5 2000年(平成12年)に社会福祉法へ改正されることにより、市町村社会福祉協議会の目的は地域福祉の推進にあることが明文化された。

問題 33 地域福祉に関する法律、事業に規定されている対象に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ひきこもり支援推進事業の対象となるひきこもり状態にある者のひきこもりとは、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、原則的には2年以上家庭にとどまり続けていることをいう。
- 2 ヤングケアラー支援体制強化事業におけるヤングケアラーとは、家族への世話を日常的に行っている18歳から39歳までの者をいう。
- 3 生活福祉資金の貸付対象における低所得世帯とは、資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難である者をいう。
- 4 生活困窮者自立支援法における生活困窮者とは、最低限度の生活を維持できない者をいう。
- 5 日常生活自立支援事業の対象者とは、本事業の契約内容について理解できない者のうち、成年後見制度を利用していない者をいう。

(注) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」とは、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究所事業(厚生労働省)においてまとめられたものである。

問題 34 次の記述のうち、市町村地域福祉計画に関する社会福祉法の規定として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項について定める。
- 2 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項について定める。
- 3 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について定める。
- 4 市町村地域福祉計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聞かなければならない。
- 5 市町村地域福祉計画の公表に当たって、市町村はその内容等について、都道府県の承認を受けなければならない。

問題 35 社会福祉法に規定されている市町村による重層的支援体制整備事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 重層的支援体制整備事業は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業である。
- 2 重層的支援体制整備事業は、市町村の必須事業である。
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業の実施にあたって、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のいずれか一つを選択して、実施することができる。
- 4 重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業は、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う事業である。
- 5 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定しなければならない。

問題 36 地域福祉に係る組織、団体に関する現行法上の規定の内容として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 特定非営利活動促進法において、特定非営利活動法人は、内閣府の認可により設立される。
- 2 民生委員法において、民生委員協議会は、民生委員の職務に関して、関係各庁に意見を具申することができる。
- 3 社会福祉法において、社会福祉法人は、社会福祉事業以外の事業を実施してはならない。
- 4 保護司法において、保護司会連合会は、市町村ごとに組織されなければならない。
- 5 社会福祉法において、市町村社会福祉協議会の役員には、関係行政庁の職員が5分の1以上就任しなければならない。

問題 37 事例を読んで、生活困窮者自立相談支援事業のB相談支援員(社会福祉士)の支援方針として、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事 例]

Cさん(60歳)は、一人暮らしで猫を多頭飼育している。以前は近所付き合いがあったが今はなく、家はいわゆるごみ屋敷の状態である。B相談支援員は、近隣住民から苦情が出ていると民生委員から相談を受けた。そこでBがCさん宅を複数回訪問すると、Cさんは猫を可愛がっており、餌代がかかるため、自身の食事代を切り詰めて生活していることが分かった。Cさんは、今の生活で困っていることは特になく、近隣の苦情にどのように対応すればよいか分からない、と言っている。

- 1 Cさんの衛生環境改善のため、市の清掃局にごみを強制的に回収してもらうことにする。
- 2 Cさんの健康のため、保健所に連絡をして猫を引き取ってもらうことにする。
- 3 Cさんの地域とのつながりを回復するため、苦情を言う住民も含めて、今後の関わり方を検討することにする。
- 4 Cさんの主体性を尊重するため、Cさんに積極的に関わることを控えることにする。
- 5 Cさんと地域とのコンフリクトを避けるため、引っ越しのあっせんを行うことにする。

問題 38 地域福祉の財源に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 市区町村社会福祉協議会の平均財源構成比(2019年(平成31年))をみると、会費・共同募金配分金・寄付金を合計した財源の比率が最も高い。
- 2 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外にも配分できる。
- 3 社会福祉法人による地域における公益的な取組とは、地元企業に投資し、法人の自主財源を増やしていくことである。
- 4 個人又は法人が認定特定非営利活動法人に寄付をした場合は、税制上の優遇措置の対象となる。
- 5 フィランソロピーとは、SNSなどを通じて、自らの活動を不特定多数に発信し寄附金を募る仕組みである。

問題 39 事例を読んで、N市において地域福祉計画の策定を担当しているD職員（社会福祉士）が策定委員会での意見を踏まえて提案したニーズ把握の方法として、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事 例]

地域福祉計画の改定時期を迎えたN市では、その見直しに向け策定委員会で協議を行った。委員の一人から、「子育て世代に向けた施策や活動が十分ではない」という提起があった。また、これに呼応して、「子育て世代といっても、様々な環境で子育てをしている人がいる」「まずは子育て中の人の生の声を実際に聞いた方がよい」といった意見に賛同が集まった。Dは、こうした声を踏まえて、どのように多様な子育て世代のニーズを把握すれば良いかについて考え、最も有効と思われる方法を策定委員会に提案した。

- 1 N市の子育て支援課の職員（社会福祉士）を対象とした個別インタビュー
- 2 子育て中の親のうち、世代や環境等の異なる親たちを対象としたグループインタビュー
- 3 利用者支援事業の相談記録を対象とした質的な分析
- 4 特定の小学校に通う子どもの保護者を対象とした座談会
- 5 保育所を利用している全世帯を対象としたアンケート調査

問題 40 事例を読んで、包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉協議会のE職員(社会福祉士)が行う支援の方針として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

P地区では、Q国の外国人居住者が増加している。Fさんは、Q国の外国人居住者のまとめ役を担っており、Eのところに相談に訪れた。Fさんは、日常会話程度の日本語は話せるが、日本の慣習に不慣れなために、過去に近隣住民とトラブルが生じてしまい、地域で気軽に相談できる日本人がない。Fさんを含めて、P地区で暮らす外国人の多くが、地域活動にはあまり参加していない状態で、地域から孤立しているようである。Eは、このような外国人居住者の社会的孤立の問題を解決するための対策を検討した。

- 1 Fさんらを講師として招き、地域で暮らす外国人居住者の暮らしや文化について、近隣住民が学ぶ機会を設ける。
- 2 日本語が上達できるよう、Fさんに日本語の学習教材を提供する。
- 3 外国人居住者が主体的に参加できるように、これまでの地域活動のあり方を見直す。
- 4 近隣住民と再びトラブルが生じることを避けるため、自治会長に外国人居住者に対する生活指導を依頼する。
- 5 外国人居住者に日本の文化や慣習を遵守させるため、地域のルールを作成する。

問題 41 事例を読んで、A市社会福祉協議会のG生活支援コーディネーター(社会福祉士)が提案する支援策等として、適切なものを2つ選びなさい。

[事例]

A市のUボランティアグループのメンバーから地域の空き家を活用した活動をしたいという相談があった。そこでGが「協議体」の会議で地区の民生委員に相談すると、その地区では外出せずに閉じこもりがちな高齢者が多いということであった。Gはグループのメンバーと相談し、そのような高齢者が自由に話のできる場にすることを目標に、週2回、通いの場を開設した。1年後、メンバーからは「顔馴染みの参加者は多くなったが、地域で孤立した高齢者が来ていない」という声が上がった。

- 1 地域で孤立していると思われる高齢者が、通いの場になにを望んでいるかについて、地区の民生委員に聞き取り調査への協力を依頼する。
- 2 通いの場に参加している高齢者に対して、活動の満足度を調査する。
- 3 孤立した高齢者のための通いの場にするためにはなにが必要かについて「協議体」で議論する。
- 4 孤立した高齢者が参加するという目標を、現在の活動に合ったものに見直す。
- 5 孤立している高齢者向けに健康体操等の体を動かすプログラムを取り入れる。

(注) ここでいう「協議体」とは、介護保険制度の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市町村が資源開発を推進するために設置するものである。